

安宅町年寄与三治屋平兵衛儀渡海御暇越年願

(書き下し文)

聞届(印)

私同役与三治屋平兵衛儀當春
渡海御暇奉願手船江罷出
申候ニ付此節罷歸り出役可仕
筈之処氣配相滞羽笏酒田ニ
療養仕罷在候ニ付御暇越
年願之儀私共込申越候間此段
御聞届被為下候様奉願上候以上

未 安宅町年寄

十二月 七左衛門(印)

町

御奉行所

(読み)

ききとどけ
わたくしどうやくよそじやへいべえぎとうはる
とかいおひまねがいたてまつりてぶねへまかりいで
もうしそろううにつきこのせつまかりかえりしゆつやくつかまつるべく
はずのところけはいあいとどこおりうしゅうさかたに
りようようつかまつりまかりありそろううにつきおひまえつ
ねんねがいのぎわたくしどもまでもうしこしそろううあいだこのだん
おききとどけくださせられそろううようねがいあげたてまつりそろうういじょう

ひつじ

じゅうにがつ

あたかまちとしより

しちざえもん

まち

おんぶぎょうしよ

(訳)

私(七左衛門)と同じ年寄役の与三治屋平兵衛が、今年の春、休みを願い出て、羽州(山形)酒田に行つて、船頭をしていたが、病氣になった。酒田で療養のため、休みの越年を七左衛門に申してきたので、町奉行所に聞届けてほしいとの願書。結果は、文の最初に「聞届」の印があるので認められたとわかる。

安宅町人船頭水主雇にて他国稼願

(書き下し文)
聞届(印)

安宅町牧屋
四郎右衛門
同小倉屋
清兵衛
同釜屋
伊右衛門
同与三治屋七右衛門弟
長七
同沖屋
与三右衛門
同圓地屋
与三四郎
同東屋
九郎兵衛
同鉄砲屋
次吉

右私共組之内牧屋四郎右衛門等八人
越後新潟越前屋太兵衛方江船頭
水主ニ罷雇罷越度旨奉願候間
他国稼之義御聞届可被下候尤
他国ニ居留り不申旨等御縮方之儀
私共嚴重申付置候為其私共印形
仕上之申候以上

壬子
正月
組合頭北野屋
三郎兵衛(印)

同釜屋
七右衛門(印)
同和氣屋
仁右衛門(印)
同金津屋
長四郎(印)
同甚座屋
五郎兵衛(印)
同矢座屋
与兵衛(印)
同茶椀屋
与三郎(印)
同矢地屋
長四郎(印)
同矢地屋
吉郎兵衛(印)
同見津屋
茂兵衛(印)

小松町
御會所

(奥書)
右牧屋四郎右衛門等八人他国稼之儀
願出候ニ付取次上之申候以上
肝煎
兵次(印)
同
理右衛門(印)

(読み)
ききとどけ
あとかまちまきや

しろううえもん
どうおぐらや
せいべえ
どうかまや
いうえもん
どうよそじやしちうえもんおとうと
ちようしち
どうおきや
よそうえもん
どうえんちや
よそしろう
どうひがしや
くろうべえ
どうてつぽうや
じきち

みぎわたくしどもくみのうちまきやしろううえもんなどはちにん
えちごにいがたえちぜんやたへえかたへせんどう
かこにやとわれまかりこしたくむねねがいたてまつりそうろうあいだ
たこくかせぎのぎおききとどけくださるべくそうろうもつとも
たこくにおりとどまりもうさずむねなどおしまりかたのぎ
わたくしどもげんじゅうもうしつけおきそうろうそのためわたくしどもいんぎよう
つかまつりあげこれをもうしそうろういじよう

じんし(みずのえね)
しようがつ

くみあいがしらきたのや
さぶろうべえ
どうかまや
しちうえもん
どうわけや
じんうえもん
どうかなづや
ちようしろう
どうじんざや
ごろうべえ
どうやざや
よへえ
どうちやわんや
よさぶろう
どうやちや
ちようしろう
どうやちや
きちろうべえ
どうみつや
もへえ

こまつまち
まちかいしよ

みぎまきやしろううえもんなどはちにんたこくかせぎのぎ
ねがいいでそうろうにつきとりつきあげこれもうしそうろういじよう

きもいり
ちようじ
どう
りうえもん

(訳)

安宅町の牧屋四郎右衛門他八人が、船頭や水主に雇われて他国で稼ぐことを組合頭に願い出て来た。他国に留まらないことを厳しく申し付けたので、町奉行所に聞届けしてほしいとの願書。結果は、文頭の「聞届印」から認められたとわかる。

持病難儀に付粟津湯治願

(書き下し文)

私義持病ニ而難儀仕候ニ付能美郡粟津村江湯治
仕度奉存候間当月五日方同十五日迄御暇被爲仰付
被下候様奉願上候以上

巳

甚座屋

九月四日

平兵衛(印)

御奉行所

(読み)

わたくしぎじびょうにてなんぎつかまつりそうろうにつきのみぐんあわづむらへとうじ
つかまつりたくぞんじたてまつりそうろうあいだとうげいつかよりどうじゅうごにちまでおひまおおせ
つけさせられ
くだされそうろうようねがいあげたてまつりそうろういじょう

み

くがつよつか

じんぎや

へいべえ

おんぶぎょうしよ

(訳)

私(＝甚座屋平兵衛)の持病が思わしくなく、粟津村へ湯治に、九月五日から十五日まで出掛けたく、休みを
町奉行所に願ひ出た書状。結果は、日付に当時の小松町奉行、村上传兵衛の実名の印「禮喬」が押されている
ことから承認されたとわかる。

安宅町組合頭二人当分安宅澗改役兼帯申渡状

(書き下し文)

安宅町組合頭

北野屋

三郎兵衛

右同断金津屋

勘助

右今般安宅澗改役幸蔵

小左衛門兩人役義指除二付

右代リ申付候迄當分安宅

澗改役兼帯申渡候条

此段可申渡者也

辰

八月廿四日 中川甚之助(印)

安宅

町年寄中

(読み)

あたかくみあいがしら

きたのや

さぶろうべえ

みぎどうだんかなづや

かんすけ

みぎこんばんあたかうるまあらためやくこうぞう

こぎえもんりょうにんやくぎさしのぞきにつき

みぎかわりもうしつけそうろうまでとうぶんあたか

うるまあらためやくけんたいもうしわたしそうろうじょう

このだんもうしわたすべくものなり

たつ

はちがつにじゅうよつか

なかがわじんのすけ

あたか

まちどしよりじゅう

(訳)

今、安宅澗改役に就いている幸蔵と小左衛門の兩人をこの役から退かせ、安宅町組合頭の北野屋三郎兵衛と金津屋勘助を代わりに、当分の間、兼ねさせるようにと、小松町奉行の中川甚之助から安宅町年寄の連中に申し渡した書状。澗改役は安宅町特有の役職で、湊に入って来る船から入港税を取ったり、荷物を検めたりする役目を担う。

安宅町福居屋三郎兵衛跡小船宿聞届願

(書き下し文)

聞届(印)

安宅町福居屋三郎兵衛儀宮腰
大野浦等小船宿商賣仕罷在申候処
去夏右船宿商賣御取揚ニ
相成申候処代リ船宿相望申者も
無御座私儀當時無商賣ニ罷在
申候間右代リ小船宿商賣仕度
奉存候間此段御聞届被下候様
小紙を以奉願上候以上

未 安宅町福居屋

二月 孫三郎

町

御會所

(読み)

ききとどけ

あたかまちふくいやさぶろうべえぎみやのこし
おおのうらなどこぶねやどしようばいつかまつりまかりありもうしそろうところ
さるなつみぎふなやどしようばいおんとりあげに
あいなりもうしそろうところかわりふなやどあいのぞみもうすものも
ごぎなくわたくしぎとうじむしようばいにまかりあり
もうしそろうあいだみぎかわりこぶねやどしようばいつかまつりたく
ぞんじたてまつりそろうあいだこのだんおききとどけくだされそろうよう
しようしをもってねがいあげたてまつりそろういじよう

ひつじ

にがつ

あたかまちふくいやさ

まごさぶろう

まち

おんかいしよ

(訳)

安宅町福居屋三郎兵衛は、宮腰や大野浦などで小船宿の商売をしていたが、去年の夏に取り上げになった。その後、代わりに船宿をしようという者がおらず、私(福居屋孫三郎)は当時、商売をしておらず、代わりに小船宿商売をしたいので町会所に聞届けくださるよう紙面を書いたのでお願いしたいとの書状。結果、「聞届」印が文頭にあるので、承認されたことがわかる。